



Title	19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流 (I)
Author(s)	岩間, 徹; Iwama, Toru
Citation	スラヴ研究, 11, 27-50
Issue Date	1967
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4984
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000112886.pdf



19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

岩 間 徹

序．カルポヴィッチの19世紀ロシア史観

M. カルポヴィッチ（1888～1959）は、1957年引退するまで、30年間、ハーヴァード大学の講壇に立ち、アメリカにおけるロシア史研究の指導的存在であった。故教授の指導のもとに、多くの逸材が輩出し、現在、アメリカの諸大学や研究所などで、教授としてまた研究者として活躍していることは、カルポヴィッチの引退にさいして、尊敬と愛情と感謝の気持をこめて献呈された論文集を一べつすれば十分であろう。¹⁾ おそらく、ロシア史研究におけるカルポヴィッチの最も独創的な寄与は、19世紀ロシア思想史の分野であったろうと思われる。戦後、ハーヴァード大学でこの分野の講義がおこなわれたが、まだ著書として出版されていない。しかし、さいわいなことに、これらの講義は逐語的に筆記されているそうである。生涯の友、G. ヴェルナツキーとともに、10巻本の「ロシア史」の刊行を企画し、最後の4巻はカルポヴィッチが担当し、19世紀の初めからのロシア史をあつかうことが約束されていたのであるが、その完成をみないで、他界してしまったことは、惜しみてもあまりある。おそらく、カルポヴィッチ担当の諸巻が刊行されていたら、かれの最も関心を寄せていた19世紀のロシア史について、とくに思想と政治について、示唆に富む成果に接することができ、またかれの19世紀ロシア史観を十分窺い知ることができたであろう。勿論、かれの最初の著書“Imperial Russia”（New York, 1932）がある。上述の未刊の大著は、もし刊行されていたら、この最初の著書の主題に回帰するものであったかもしれない。また《Обзор русской истории от начала девятнадцатого века до революции》（The Hague, 1958）がある。これは1930年代および40年代にハーヴァードで多数の著名学者を招いておこなった有名な連続講義「ローマ帝国の滅亡より現代に至るヨーロッパの歴史」のなかで、カルポヴィッチがロシア史をあつかい、その講義をのちにまたハーヴァードで少数の聴衆を前にロシア語でくりかえしたものである。この「概観」《Обзор》は名講義である。ここに圧縮された形でかれの19世紀ロシア史観が出ている。

そこでまず、「概観」《Обзор》に基づいて、カルポヴィッチの19世紀ロシア史観を紹介論評し、本論文の出発点としたい。カルポヴィッチは、西欧の19世紀を「進歩」、ロシアの19世紀を「停滞」とみる見解、歴史文献に一再ならず表明されたこの見解を根拠なき皮相な妄説として斥けている。19世紀ロシアの「停滞」説は正に一種の錯覚あるいは幻想であるという。このような「幻想」の由って来たるところは、西欧では、20世紀初頭まで、すでに過去の遺物となってしまった絶対君主制を、ロシアが20世紀初頭まで維持しつづけ

1) *Russian Thought and Politics* (Harvard Slavic Studies, Vol. IV.), Harvard University Press, Cambridge, Mass., 1957.

てきたことにある。つまり、19世紀をつうじてロシアの専制政治《самодержавие》が不動のままだったから、19世紀ロシアは停滞していたのだというにはほかならない。しかし、カルポヴィッチによれば、この時代遅れの、また一見変化のない政治形式の外皮の下に、ロシアではきわめて本質的なまた重要な内部的变化が生じていたというのである。この内部的变化は序々に経済・社会構造を変え、文化生活を変え、また政治生活すら変えたのであって、このことを皮相な観察者は気がつかなかったというのである。²⁾

19世紀のロシアの歴史は不動と停滞の状態にあったのではない。それどころか、ダイナミズムの過剰があったほどだ。カルポヴィッチによれば、この時代は「古い秩序と新しい原理との闘争の時代」であった。³⁾ 「古い秩序」は19世紀ロシアが先行の歴史から継承した遺産であった。また「新しい原理」は、一面、国民的諸要求から自然発生したものであり、他面、西欧の影響によってロシア生活に持込まれたものであった。ロシアの経済発展が従前の社会構成——貴族＝地主という特権階級が支配的地位を占め、農民の多くがかれらの農奴であった——の基礎を徐々に掘りくずしつつあったと同時に、教養ある社会では西欧から入ってきた政治的自由、市民的権利、社会的平等の思想が成長強化したのである。これらの力に押されて、専制政府も譲歩を余儀なくされ、たとい部分的改革であれ、改革をおこなわないわけにいかなくなった。

以上のように、「古い秩序と新しい原理」との闘争が改革の方向に作用したことをカルポヴィッチは強調している。この同じ方向に作用したもうひとつの要素として、かれはロシアの新しい国際的地位をあげている。⁴⁾ 18世紀以来ロシアはヨーロッパの大国のひとつとなった。また、北アジアを太平洋岸までのびる広大な領土をもったことは、ロシアをヨーロッパとアジアにまたがるいわば世界国家とした。その帝國的課題を果たすためにロシア政府としては行政機関をさらに整備し、工業をさらに発展させる必要があった。そして行政機関の整備と工業の発展とのために一般教育ならびに技術教育を発達させる必要があった。対外政策と国内政策とのむすびつきが強化されたこともまた不可避で、そのことは19世紀初めのナポレオン戦争、1850年代のクリミア戦争、20世紀初頭の日露戦争、最後に1914—18年の第一次世界大戦がそれぞれロシアの国内的進展に果たした役割を想起すれば十分であろうと述べている。

「概観」《Обзор》において、カルポヴィッチは1801年から1917年までのロシア史をつぎの三期に分けている。すなわち、第一期は19世紀の初めから1861年の農奴解放まで、第二期は農奴解放から1906年の立憲体制の導入まで、そして第三期は立憲体制の導入から1917年の革命までとしている。

カルポヴィッチの「概観」《Обзор》は説得力に富む名講義である。西欧の19世紀を「進歩」、ロシアの19世紀を「停滞」として対比する見解を斥け、19世紀ロシアのダイナミズムを指摘したことは正に卓見というべきであろう。専制政治という「時代遅れ」の体制そ

2) Михаил Карпович. Обзор русской истории от начала девятнадцатого века до революции. 1958, стр. 8-9. (以下 Обзор と略す)

3) Обзор, стр. 9.

4) Обзор, стр. 10.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

のものは変わらなかったとはいえ、その体制内部に変革が進行していた事実を見失うことは、カルポヴィッチのいうとおり、「錯覚」であり、「幻想」であろう。ところで問題は体制内変革の「方向」である。前述したように、カルポヴィッチは「改革」への方向を強調している。言葉をかえていえば、19世紀ロシア史をいわば改革史としてとらえているのである。「概観」《Обзор》において、カルポヴィッチは1917年革命前夜のロシアについてつぎのように述べている。「歴史的パースペクチヴにおいていまやすでにあきらかなことは、革命前夜のロシアではロシアの直面したあらゆる問題を漸進的かつ平和的發展の道をとおして解決しうる機会があったということである。おそらく当時二つの相対立する政治的陣営に属していた二人の卓越せる人物も同じように考えていたものと思う。その二人の人物というのはストルイピンとレーニンである。ストルイピンは1906～11年首相であったが、かれはこういった。《われわれに25年の平和をあたえよ、そうすればロシアはみちがえるほど変わるだろう。》これとは反対に、レーニンは1913年にヨーロッパ戦争の到来を夢みていた。何となれば戦争においてのみ革命が勝利する唯一の機会があるとみていたからである。》⁵⁾ 以上はカルポヴィッチの改革史的19世紀ロシア史観から生まれた解釈であろう。この解釈に対し、私は一面において承認しつつ、他面において疑問をもつものである。

ストルイピンは平和を希望した。レーニンは戦争を希望した。前者は平和をとおして改革を所期した。後者は戦争をとおして革命を所期した。かように両者は一見相反する希望と期待とを抱いていた。しかし両者はその歴史的展望においては共通していた。けだし、両者とも革命前夜のロシアはその当面せるあらゆる問題を漸進的かつ平和的發展の道——改革の道——をとおして解決しうる機会があったという共通の認識の上に立っていたからだというのがカルポヴィッチの解釈である。ここに私は一面の真理があることを認めるに吝かでない。と同時に、19世紀ロシア史のダイナミズムにおいて、「改革」の契機のみがとりあげられて、「革命」の契機が捨象されているのではないか、という疑問が湧いてくる。むしろ、19世紀ロシア史のダイナミズムには、改革の契機とともに、革命の契機が存在したことを考えるべきではあるまいか。改革の契機と革命の契機との同時的存在こそ、19世紀ロシア史のダイナミズムの基本的内容ではあるまいか。ストルイピンの平和をとおして改革という方式のうらには、戦争の勃発によって改革の道が中断し、まかりまちがえば、革命がおこるかもしれない、という革命への恐怖がひそんでいたと思われる。また、レーニンの戦争をとおして革命へという方式のうらには、平和の継続によって、かれの嫌悪するブルジョア的改革の道の可能性を考えたからにほかならない。かように、ストルイピンの革命への恐怖、レーニンの改革への嫌悪には、両者に共通の歴史認識として、おそらく、改革と革命との二つの契機の同時的存在があったと思われる。したがって、革命前夜のロシアにおいては、カルポヴィッチの指摘するように、ロシアの直面したあらゆる問題を漸進的、かつ平和的發展の道をとおして解決しうる機会があったのであるが、それと同時に、ラジカルな暴力的發展の道の可能性もまた存在していたことを認めないわけにいかないであろう。

5) Обзор. стр. 38.

以上が本論文における私の問題の出発点である。本論でとりあげる問題は、19世紀初頭の改革の道の検討であるが、この検討をとおして、19世紀ロシア史のダイナミズムを構成する改革と革命との二つの契機の同時的存在を証明するひとつの手がかりにしようと思う。

I 改革諸綱領の分析

1801年3月11日の宮廷革命によって暗殺されたパーヴェルI世のあとをうけて、アレクサンドルI世が即位したが、新皇帝の即位は、同時代人のだれもが異口同音に語っているところによれば、歓呼の声をもって迎えられた。この歓呼の声が「普遍的」«всеобщее»なものであったかどうかは問題であろうが、すくなくとも、宮廷サークルや貴族の間では«всеобщее»であったとみてよからう。

ところで、貴族社会をとらえたこの歓喜の情はどう説明したらいいのであろうか。パーヴェルの死に対する最初の反応は故皇帝のおこなった警察的圧迫から解放されたという安堵感であった。¹⁾ パーヴェルの死にささげられた墓碑銘が哀悼の情に充ちていたとは決していえないのだ。たとえば、こんな詩が流行した。「かれの死でわたしたちに平安が帰ってきた。その平安をかれにお与え下さい。」また、「道ゆく人よ、ここへ、この墓へ立ち寄り給え、だが、あまり近すぎずはならぬ。ここにはパーヴェルI世が横たわっているのだ。願わくはパーヴェルII世から解放されよかしと祈り給え。」以上の詩はおそろしいパーヴェルが死んで、やっと安心して息がつける、墓の下に眠っていても、なにか空怖ろしい、「パーヴェルII世」、つまりパーヴェルの再来はもうご免だ、というのであって、パーヴェルの恐怖から解放された安堵感を物語る証拠であろう。

しかしアレクサンドルI世の即位によって貴族社会に生じた歓喜の情はたんに警察的圧迫が緩和されたというだけで説明のつくものでない。このような気分が生じた根源はもっと根深いものがあつた。パーヴェル体制は貴族社会のかなり広い層にわたって支持されなかった。それでパーヴェル支配の形式のみならず、その内容そのものの変革への期待が新しいツァーリの名前とむすびつけられたのである。²⁾ かように、パーヴェルの死は恐怖から解放された安堵感と、アレクサンドルの即位を迎えて一挙に爆発した政治的変革の期待とを生み出し、これらがひとつとなって、貴族社会における всеобщее な歓呼の声となったのであろう。その場合、多数者にとっては安堵感であり、少数者にとっては改革への期待であったのであろう。³⁾

政治的変革への期待を表現した史料は、その種類多様であり、またその数も多量に上っている。まず、頌詩の類があげられる。⁴⁾ アレクサンドルの即位を讃える頌詩のなかには、

1) А. В. Предтеченский. Очерки общественно-политической истории России в первой четверти XIX века. М.-Л., 1957, стр. 63. 以下 Предтеченский. Очерки と略す。

2) Там же, стр. 63.

3) М. Т. Florinsky, Russia. A History and an Interpretation. p. 693

4) 頌詩の類は印刷に附されたものだけで50以上になる。これに手書きのものを加えると尨大な数に上るであろう。著名な詩人で回想録作者の И. М. Долгоруков 公爵は、その手記のなかで、「未だ嘗て

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

この種の詩に一般にみられる紋切型の讃辞も多いのであるが、しかしまた、この種の詩に不似合なテーマが時としてもられているのである。そのテーマとはほかでもない。法こそ人々の真の主権者であり、法の前にはツァーリ自身も奴隷だというものである。ヘラスコフ (M. M. Херасков), カラムジン (Н. М. Карамзин), ヴオストコフ (А. Х. Востоков), プリクロンスキー (П. Н. Пликлонский) などの頌詩はいずれもそうである。同様の思想は詩人で歴史家のリヴォフ (П. Ю. Львов), 元老院議員ザハロフ (И. С. Захаров), 前出のカラムジンなどの書いた歴史論文のなかに述べられている。かれらはいずれも専制君主の権力に対する法の優位という思想を唱えているのである。その他、アレクサンドルあての書簡や覚書あるいは日記の類にも同様な思想がみられる。⁵⁾ さらに、著書・翻訳・論文・文学作品などの出版物も同様である。著書についていえば、1802年に出版された『正しき賢き君主は未だ嘗てみずから臣民の事件を裁くことなしということについて』《Слово о том, что справедливый и мудрый государь сам никогда не судит дел своих подданных.....》は、モスクワ大学教授 Христиан Шлецер (アウグスト・シュレーツェルの息子) の書いたもので、著者は法の前にはすべてのものが平等であること、法の遵守、ツァーリといえども法を破りえざること、また裁判の公開を訴えた。「君主といえども法の支配を免れない」、「法は神聖にして犯すべからず」という思想は、1802年に出た書物、『聖書の言葉を学びとった J. V. Bossuet の政治』《Политика из самых слов священного писания почерпнутая Иаковым Бенигном Боссюетом》のなかに一貫して述べられている。また農民問題をあつかった書物も出た。これらの書物において農奴制廃止の必要が説かれた。たとえば、И. П. Пнин, Г. Фрейганг, А. С. Кайсаров, В. Б. Стршемь-Стройновский のものがそうである。翻訳についていえば、現行社会＝政治体制の変革の要求が西欧の啓蒙主義者の著作への関心をよびおこし、ルソー、アダム・スミス、ベッカリア、ヴォルテール、J. ベンタム、ドゥロルム、モンテスキュー、レイナルなどの翻訳が出た。⁶⁾ 論文についていえば、『Вестник Европы』、『Северный вестник』、『Лицей』などの雑誌に発表された諸論文があげられる。最後に文学作品についていえば、Н. И. Гнедич の《Дон Коррадо де Геррера》(1803), 《Перуанец к испанцу》(1805), Ф. Ф. Иванов の《Марфа Посадница》(1809), В. Т. Нарезный の《Дмитрий Самозванец》(1804) などは、専制政治と農奴制度に対する批判がそのモチーフになっている。

3月12日に即位したツァーリほど、詩に書かれたひとはなかった。ありとあらゆるへぼ詩人までが、おのがベガサスを幽閉から解放して気の向く方へ疾駆させたかのようなようであった」と述べている。(Записки кн. И. М. Долгорукова) また、М. Н. Макаров によれば、職業作家はいうにおよばず、文学にまったく無関係の人々さえ、詩作の発作にとりつかれたという。(М. Н. Макаров. Воспоминания о коронации императора Александра I.)

5) 新治世のそもそもの初めに、カラージン (В. Н. Каразин) がアレクサンドルあてに手紙を書いた。そのなかで確固たる法の制定、国民代表の召集、減税、国民経済の振興などを説いた。改革綱領としての重要な覚書類については本文で述べるであろう。のちにツァールスコエ・セローのリツェイの初代校長となった В. Ф. Малиновский は自分の日記のなかに、立法権をもつ国民代表制の設立、奴隷制の廃止、「必要不可欠」な法の作成、無智と迷信の追放、贈収賄追放等々を述べている。

6) たとえば、Bentham の論文 (Traité de législation civile et pénale), Delolme のイギリス憲法に関する研究、Raynal のインド諸国におけるヨーロッパ貿易の哲学的研究などが、皇帝の命令で出版された。

また、パーヴェル時代に沈黙していた諷刺文学を復活した。

パーヴェルの死のあとに迎えたアレクサンドルの即位当初の時期は、ロシア史上、時としておこり、ほとんどすべて不妊におわる雪どけ現象を呈していたといえる。パーヴェル時代に沈黙を強いられていた人々がどっどっしゃべり出したのである。それは正しく百花斉放である。種々の立場から種々の発言がおこなわれたのであるが、しかし専制的恣意の排除という思想においては社会＝政治的改革を唱えるほとんどすべての人々に共通していたことができる。以下このような雪どけ現象のもとに提起された最も重要な改革綱領を若干とりあげて検討を試みたい。

1) ア・エル・ヴォロンツォフの覚書その他

1801年11月(正確な日附を欠いている)、ア・エル・ヴォロンツォフ(Александр Романович Воронцов, 1741-1805)がアレクサンドル I 世に覚書を提出した。⁷⁾アレクサンドルの即位以来、「ロシア臣民は蘇生した」。そのとき以来、一人一人が落ちつきを欲した。一人一人はその幸福がしっかりとゆるがないでほしいと願っている。しかしその目的の達成はまた社会の幸福が保証されるか否かにかかっている。そして社会の幸福はまた「国内組織」«внутреннее устройство»の如何によって決定される。ヴォロンツォフはこのように議論をすすめていく。かれはまず個人の幸福に対する関心からはじめて、社会の幸福をへて、国家機構におよんでいるのであって、その国家機構の分析がこの覚え書でおこなわれている。

ヴォロンツォフによれば、ピョートル大帝以来、ロシアは国家機構が安定したことはなかった、というのである。ピョートルの時代にその基礎がおかれたのだが、それは正に基礎だけであって、当然それ以上の発展が要求されねばならぬ。ピョートルの諸改革は断乎として峻厳に実行された。ヴォロンツォフの表現によれば、ピョートルの「峻厳なる統治方式」は「当代の人々の無智蒙昧」によって正当化される。つまり、あの当時の無智蒙昧なやからを相手にする場合、峻厳な方法をとらないで「有益な変革をおこなうこと」はできなかったろう、というのである。ソヴィエトの歴史家プレッテチェンスキーの解釈によれば、ピョートルの統治方式に対するヴォロンツォフの正当化には、前皇帝パーヴェルの統治方式に対する批判とあるべき統治方式についての示唆とが含まれているというのである。18世紀末までに貴族は大きな政治的また文化的勢力として成長してきたのであって、もはやかれらをピョートル方式であつかうことができなかつたにもかかわらず、パーヴェルは峻厳なる統治方式をもって臨んだのであって、これは正にアナクロニズムであり、それ故、総スカンを喰ったのだ、そうヴォロンツォフはいいたかったのだ、と解釈するのである。そして、このパーヴェルの統治方式に対する批判には、「ツァーリの下に」«под царем»にあるのでなく、ツァーリと並んで立ちたい、というアリストクラート貴族(дворян-аристократ)の所期する統治方式への示唆がしめされていると解釈するのである。⁸⁾

7) Записка гр. А. Р. Воронцова о России в начале нынешнего века, представленная императору Александру. Архив кн. Воронцова, кн. 29, стр. 415-470.

ア・エル・ヴォロンツォフの覚書内容は А. В. Предтеченский. Очерки, стр. 70-74 に依拠した。

8) А. В. Предтеченский, op. cit. стр. 71.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

この焔眼には感服する。

ピョートル大帝以後の重要な事件として、ヴォロンツォフは、まず、アンナを女帝として迎えたさいの「条件と約束」《условия и обязательства》をとりあげている。アンナを女帝として迎えたさい、軍人でなく文民の力がものをいったことを強調し、「兵隊《солдатство》が玉座を思いのままにするようなことはなかった。——後年それに類したことがおこったのであるが。》⁹⁾と述べている。軍事権力に対して、ヴォロンツォフは一般にこれを是認しない態度をとっている。なぜなら、軍事権力というのは、「強制力がつきもの」だからだ、というのである。もちろん、文民が法外な権力をもつことも不都合だが、しかし文民政府は無制限な「強制力」を行使する可能性を奪われているものだ、というのである。このような考察のなかに、高官アリストクラート（вельможа-аристократ）の軍人に対するほとんどおおびらとっていい軽蔑の声がきこえる。《солдатство》（兵隊）という言葉には嘲笑のひびきがこめられている。ヴォロンツォフ、エカテリーナ時代のもっとも洗練されたこのアリストクラートは、嘲笑のひびきをこめて、《солдатство》という言葉を発音するのである。軍人というのは戦争をやるには役立つが、政治をやるには不向きだ、政治はわれわれ本職の為政者に任せろ、というのである。

ところで、アンナは「条件と約束」に署名したのであるが、これについてヴォロンツォフはつぎのように述べている。「条件と約束」は「もちろん、ロシア固有のものでないが、それが《место》のためでなく、ほんの若干数の人々の思惑のためにつくられたとすれば、いよいよもってロシア固有のものでない（«а еще менее»）。」ここで問題になるのは、「条件と約束」はロシア固有のものでないが、といているそのあとで、《а еще менее》ではじまるかれの発言のうらに隠されているものがなにかということである。周知のごとく、「条件と約束」には、後継者を指名しないこと、枢密院の同意なしに統治しないこと、軍隊および近衛連隊に対する権力を枢密院に委任することなどの条件が含まれていたものであって、ある意味で専制権力の制限であったのである。ところで、《а еще менее》以下のヴォロンツォフの発言には、一握の少数者の「思惑」のために専制権力を制限することはいけませんが、《место》のためだったらいいのではあるまいか、というふくみがあると解釈できるのではなからうか。ピョートル歿後、10数年間（1725～41）は、ロシア史上、いわゆる《временщики》（成上りの寵臣）の時代であった。当のアンナ女帝の時代の《временщик》は、歴史上 бироновщина（1730年代のピロン暴政時代）の名で知られる時代を牛耳ったピロンであった。ヴォロンツォフにとって専制君主の一部権力でも、これをピロンのような временщик に移譲することは、絶対に承認できないところであった。しかし、《место》のために専制政治を制限する可能性は、これを間接に承認しているのではあるまいか。ここにいう《место》とは制度とか機関（учреждение）の意味である。そしてヴォロンツォフのいう《место》はおそらくかれと同じような人々を、つまりアリストクラート貴族より成る機関を意味するのであろう。そのような機関が専制君主とともに権力を共有すること、それこそ、可能であるばかりか、望ましいことでさえある、というのが

9) 後年それに類したことがおこったと言っているのは、いうまでもなく、1762年6月28日の宮廷革命を指している。この宮廷革命に対する批判をかれはのちにおこなっている。

ヴォロンツォフの本音であろう。

ヴォロンツォフが、アンナ女帝の全政策のなかで、ただひとつだけとりあげて論評しているのは、貴族幼年学校 (шляхетский корпус) の創設であり、そして、この創設に賛成意見を述べている。かれがこれに賛成したのは容易に説明がつく。貴族幼年学校の創設は一部特権貴族の地位をいちじるしく改善したからである。もちろん、ひとつの幼年学校をつくっただけで、全将校要員を一兵卒から勤務をはじめの重荷から解放してやることは不十分であったが、しかし幼年学校に入った一部特権貴族の子弟は、一般貴族とコミにならず、肉体的な苦痛をなめることなく、また、貴族の誇りを傷つけることなく、将校の地位を得ることができたのである。以上はヴォロンツォフの貴族主義 (аристократизм) を遺憾なく示している。

ヴォロンツォフの貴族主義はピョートル三世の特徴づけにもあらわれている。貴族の自由に関する勅書 (Манифест о вольности дворянства), 秘密警察 (Тайная канцелярия) の廃止, 塩専売の解消は、あらゆる治世が以て誇りとすべきだと、ヴォロンツォフは言明している。これらの政策の結果として、貴族はあらたに経済的・政治的優越をかちえたのであって、かれがピョートル三世の名を讃えるのは当然すぎるくらい当然であろう。ところがピョートル三世がプロシアびいきだったこと、ロシア軍隊を「ゆがめたこと」《перековеркание》、「公衆に対して…馴れなれしい態度《фамиллярство》」をとって神聖なる高位にある皇帝の権威を失墜したこと、またデンマークに戦争を企てたこと、以上の諸事情のために皇帝は一般の不满を買った。最後にあげた事情、すなわちデンマークとの戦いを目論んだことはピョートル三世の最大の失敗であった。なぜなら、君主は国家の利益を守るために権力を委ねられているのであって、祖国以外の利益—この場合ホルンシュタイン (Holstein) の利益—のためにロシア人の血を犠牲にすることは許されないからだ、というのである。かくてヴォロンツォフはかれの理想とする君主像の若干の特徴を述べている。それによると、理想の君主は一切の《фамиллярство》と無縁でなければならぬ、そして、その外交政策が国民的なものでなくてはならぬ、というのである。

1762年6月28日ピョートル三世は宮廷革命《дворцовый переворот》によって打倒され、皇后がエカテリーナ二世として即位したのであるが、ヴォロンツォフによれば「この即位方式には多くの不都合が含まれ、それがまたエカテリーナの全治世に影響した」というのである。ここに一体どういう示唆があるのだろうか。あきらかにヴォロンツォフは宮廷革命一般、そしてとくに6月28日のそれを非難している。治世の交替はこのような不意の事件、とくに「兵隊」《солдатство》に左右されてはならぬ。宮廷革命を実行した人々は常に勢力を獲得するし、これらの人々のおかげで権力を手に入れた君主はこれらの人々の影響力を免れえない。あらゆる宮廷革命は、君主の側近にあって、君主とともに、国政を指導しているアリストクラート貴族 (дворянская аристократия) の重要性を弱める。アリストクラート貴族は《солдатство》のために、つまり、君主を即位させて、われらこそ主人と思いついでいる《солдатство》のために追い出されてしまう。おそらく、ヴォロンツォフは以上のように考えていたと解釈できるのではあるまいか。

ピョートルの諸改革が事の本質の上に立脚していた事はすでにヴォロンツォフの指摘し

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

たところであったが、そのピョートルの諸改革は、エカテリーナ時代になると、しだいにくずれてくるようになった。エカテリーナはピョートルの原則に立ちかえることなく、その原則からいよいよ遠く後退してしまった。そのことは県制度の実施にみられる、というのである。県制度に関する法律には有益な点が多々あったが、しかし、ロシアに新附の地にまでそれをおしおよぼすべきでなかった。ロシア本土における以上に、新附の領土では多くの内部秩序の問題があったからである。また、同様に、アジア諸民族の間にも、この法律の実施は見合わすべきであった。それら諸民族の発達段階は新制度の実施に不適當だったからである。エカテリーナ治世の末に、その県制度はまったく不評であって、人々はその変改を要求していた、というのである。以上の1775年の法律に対する特徴づけのなかにもアリストクラートとしてのヴォロンツォフが顔を出している。かれは国家機関の官僚化に賛成できなかったのである。なぜなら、国家の運命を官僚の手に委ねることは、貴族の重要性と影響力とをそこなうものであったからである。この貴族主義の世界観はまたパーヴェルに対するかれの批判に十分示されている。ヴォロンツォフはつぎのように書いている。パーヴェルの治世のもとに、「完全なカオスがあったといえる。そのカオスからわれわれを解放してくれたのは皇帝アレクサンドル I 世の即位であった。」

以上のように歴史的概観をこころみたと、ヴォロンツォフは今日の課題に眼を転じている。かれのいうところによれば、ロシアのような広大な国家は「大きな権力と手段とをもつ」君主の統治のもとにあることはできないのであって、君主の権力はパーヴェル流の絶対権力であってはならぬ、というのである。ピョートルでさえ、君主を補佐するために元老院をつくった。元老院は最近4年間まったく無にひとしい存在になりさがったが、この元老院の権威を高めることが必要である。いまや元老院は、元老院自身のイニシアチヴでなく、アレクサンドルの命令で、昔日の権威を復活すべき問題に着手しているが、¹⁰⁾ この問題はきわめて重要であって、この事の如何で「ロシアの来るべき体制も、また統治に対するしかるべき信用も左右される」と述べている。かれはまた、「Государственный совет」（国家評議会）について、「これはおそらく公共の利益のために活動するようになるだろう」と述べている。¹¹⁾ この評議会では、そのメンバー全員が出席し、君主に対して所管の諸問題を報告する義務がある。このような報告の方法をとれば、「私的な」«private» 報告ができなくなるわけであり、したがって、君主と報告者とがさしむかいで相談した結果、これら二人の決定が採用されるということもなくなるわけである。正にこのようにして、「秩序正しい君主政治においては評議会 (советы) が組織されるのが常である」とヴォロンツォフは述べている。

覚書の最後は当面の諸課題をとりあげている。まず、財政の整備が必要だという。そのため、軍事費の削減がまっさきに必要だ、つぎに、一連の軍事改革が必要だ、という。ロシアに異質なプロシア軍隊の借物は棄てなくてはならぬ。もちろん、外国のものを絶対にとりいれてはならぬというのではなく、プロシアから、オーストリアから、またフランスか

10) ヴォロンツォフは1801年6月5日の元老院改革に関する勅令を念頭においている。

11) ヴォロンツォフは совет の名称においてあやまりを犯している。1801年3月30日にできた совет は «Государственный совет» でなく、«Непременный совет» とよばれたのである。

らでもとりいれてもかまわないのだが、それはただ「この国の性にあったもの」にかぎるべきだ、というのである。また、海軍のひどい状態も改善を要する、という。ロシアは「物理的また地方的な多くの原因によって」大海軍国と肩をならべることができないし、またその必要もないが、しかし黒海沿岸を防衛し、バルチック海を支配するための艦隊だけは必要だ、というのである。それ以上の必要はないのであって、地中海へ艦隊を派遣したり、その他遠隔地へ遠征艦隊を出すのは、莫大な費用がかかるし、国家の利益にもならないと、断言している。そもそもこのように断言しているのは、イギリスと海上でたたかってはならぬ、という意味である。これはヴォロンツォフがイギリスびいき (англофильство) だったことを思えば、十分理解できるであろう。外交政策については、つぎのような原則が支配せねばならぬと明言している。すなわち、ロシアはなんにも獲物を必要としない、ロシアはなんでももっている、ロシアに必要なのは危険のないこと (безопасность) だ、というのである。最後に、政府は経済問題に取り組まねばならぬと断言している。すなわち、工業の発達を奨励し、積極的な貿易バランスをつくり出すことである。ロシアの資源は莫大だ、以上の方針に則っていけばロシアは10年のうちに繁栄に達しうるだろう、とヴォロンツォフはその覚書を結んでいる。

以上がヴォロンツォフの政治綱領であった。アリストクラート憲法 (аристократическая конституция) がたとえ成文の形で存在しなかったとはいえ、現実に存在するアリストクラート憲法の支持者として、かれは、貴族上層の政治勢力を高めることのうちに、一切の悪を匡正する道がある、とみた。この記録のなかでいちじるしい部分を占めているのはアリストクラート貴族 (дворянская аристократия) の権利を復活するということであった。¹²⁾ その他の政治問題にかれはあまり注意を払っていない。農民問題については一言も述べていない。ともかく、ヴォロンツォフの覚書はアレクサンドル政府の改革綱領の基礎とならなかつたのである。

アリストクラート貴族のために最高度の権力を保証すべきだというアレクサンドル・ヴォロンツォフとまったく意見を同じくするのが弟のセミヨン・ヴォロンツォフ (Семён Романович Воронцов, 1744-1832) であった。¹³⁾ アレクサンドル即位当初、かれは駐英大使であった。ロシアにおける法の欠如に対するかれの批判はきびしい。1801年4月21日附の手紙によれば、ロシアという国は、法によって統治されず、トルコ宰相 (великий визирь = grand vizier) まがいの皇帝の寵臣の気まぐれによって統治されている国である。ロシア人はへりくだった民だが、しかし同時にかれらを圧迫するデスポティズムを忘れてしまいかねない軽はずみなどところがある。ロシアではおそらく国家に真の自由を下し賜わ

12) アレクサンドルの側近の一人だったチャルトリースキー (А. Чарторыйский) は、ヴォロンツォフをつぎのように特徴づけている。「女帝アンナを帝位に招いて彼女の権力の制限を欲したあの昔の自由主義的ロシア貴族の気分がかれのなかに残っていた。」(Мемуары князя Адама Чарторыйского, Т. 1. М., 1912. стр. 267.)

13) ヴォロンツォフ兄弟の見解がまったく一致していたことは、1801年6月14日附の手紙でセミヨン・ヴォロンツォフがアレクサンドル・ヴォロンツォフにあてて、つぎのように書いていることであきらかだ。「皇帝はこのひろい帝国のなかであなた以上にりっぱな相談相手をみつけ出すことができるでしょうか？」(Архив кн. Воронцова, кн. 10, стр. 99)

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

る君主の仁慈について語られていることだろう。しかし、そのさい、だれひとりとして、その君主の性格が変わることだってある、あるいは、その君主のあとにべつの暴君が帝位を継承することだってある、ということを考えてもみないのだ。「国家の現情勢はただ暴君政治の一時的軽減以外のなにものでもない。そしてわが同国人は Saturnalia のときのローマの奴隷と似たようなものだ。ローマの奴隷は Saturnalia の祭がすめばまたもとの奴隷となったのである。」¹⁴⁾ セミヨン・ヴォロンツォフのこの言葉はアレクサンドル治世当初の雪どけ現象をつめたく且つきびしく洞察したもので、その後の経過をみるならば、正しい予言であったといえよう。

ところで、かれが兄と同様に貴族（アリストクラート）主義の推進者であったことは、エカテリーナⅡ世の出した「貴族への勅書」《Жалованная грамота дворянству》の一箇条（第64条）にはげしく反対しているところに示されている。¹⁵⁾ この第64条によれば、政府勤務をしたことのない貴族は貴族会議（дворянское собрание）における発言権を失うことになったのである。セミヨン・ヴォロンツォフはにがにがしげに質問する。いったい、ポジャールスキーやロモダノフスキーやシエレメティエフなどの古い名門貴族の子孫は、もしかれらが勤務したことがなければ、発言権すらもつことができないのに、かれらの召使いで新兵にとられて将校の位にのぼった連中がこのような権利をもつようになるとは、どういうわけなのだ？ 1801年5月6日附、ノヴォシリツェフ（Н. Н. Новосильцев）あての手紙のなかで、「この賞讃を博した勅書は」とセミヨン・ヴォロンツォフは書いている。「貴族の諸特権を拡大するどころか、国家の基礎としての貴族を亡ぼすものであった。」¹⁶⁾ そしてかれは強力な貴族のなかにあらゆる革命運動に対抗する支柱を見出した。同じ手紙のなかで、かれはつぎのように書いている。「貴族は……君主と民衆との間の最も緊密な仲介者である。貴族は民衆の制御に力を貸し、玉座の本来の支持者である。貴族に対するもっとも深い尊敬を民衆に吹きこむ必要がある。……貴族を傷つけ、貴族を破壊したからこそ、ジロンドやジャコバンがフランス君主政の顛覆に成功したのだ……貴族を弱めるのは玉座の基礎を掘りくずすことを意味する。」¹⁷⁾ また、1801年4月4日附、パーニン（Н. П. Панин）あての手紙で、セミヨン・ヴォロンツォフはこの考えをもっと詳細に述べている。貴族をおとしめることが、玉座の高みから組織的におこなわれて、民衆の眼に貴族の権威が失墜した場合、いったいどういうことになるかについて、暗い描写をやっている。この手紙の冒頭において、かれとパーニンとの間の手紙の往復が中断された

14) 1801年4月21日附の手紙。この手紙は息子の М. С. Воронцов をロシアへ送るにあたってはなむけの言葉として書いたものである。（Архив кн. Воронцова, кн. 17, стр. 6.）—— А. В. Предтеченский, *op. cit.*, стр. 75.

15) 1785年4月21日発布。貴族の諸特権を要約拡大し、また貴族の団体組織の枠組を設けたもの。問題の第64条は官僚的性格のつよいものである。第64条によれば、政府勤務についたことのない貴族は、選挙による役職につくことも、貴族会議で投票することも出来ない。また特定の官等に達しなかった貴族も同様である。特定の官等とは8等官である。8等官になった軍人や文官は、世襲貴族となる。貴族の団体活動に参加しうるものは世襲貴族のみであり、いわゆる「一代貴族」《личное дворянство》はその資格をもたない。

16) （Архив кн. Воронцова, кн. 11, стр. 390–393.）—— А. В. Предтеченский. Очерки, стр. 76.

17) А. В. Предтеченский. Очерки, стр. 56.

のはひとえに「わが不幸な祖国が呻吟を余儀なくされた不幸な事情、またわれわれをアフリカの黒人奴隷にしつつ、ロシア帝国の基礎そのものを掘りくずした不幸な事情」のためだと書いている。「もしこのような不幸な時期がつづいたならば」、とかれはつづけている。「庶民のおこす革命を待たねばならないだろうが、わが国の民衆革命はもっとも恐るべき不幸となるだろう。民衆革命は数百万のステンカ・ラージンやプガチョフを生み出すだろう……全貴族のみならず、皇帝家族もこっぴ微塵となるだろう。このような悲しむべき展望をロシアは待ちもうけなければならなかったのだ。」¹⁸⁾

国家におけるアリストクラート貴族の役割に関するヴォロンツォフ兄弟の見解を補うものと思われるのがチチャゴフ (П. В. Чичагов, 1767-1847) の意見である。この海軍提督はその「手記」《Записки》のなかで上層社会の政治的世界観をあますところなくあきらかにしている。「私の父は……正直な (честная) しかし、豊かでない家に生を享けた。私は《честная》な家という言葉をつかうのであるが、《благородная》あるいは《дворянская》の家という言葉以上に《честная》の家という言葉に優位をあたえているのである。《честный》という言葉の意味はどここの国でもいつの時代でも同一だが、《благородный》とか《дворянский》という言葉は……ロシアではなんら一定の意味をもっていないという理由によるものだ。それというのも、まず、《честный》という言葉の第一条件たる感情の真の高潔さは奴隷感情と両立しないからであり、つぎに、ロシアでは真の社会的ヒエラルヒーについてなんらの観念もないからである……ピョートル三世のときまで、またいまだってそうだが、〔貴族〕階級が他と区別される唯一の特権は同じ人間を売買する権利をあたえられていることにあった。このいやらしい商売にたずさわるためには、ただずるかしく立廻ったり、おべっかをつかったりして手に入れられる陸軍少佐の位をもちさえすればいいのだ。周知のように、召使ども料理人どもや侍僕どもがこのようにして貴族の位に昇進したのだ……文官や軍人出身の擬似貴族 (подобное дворянство) は貴族の名に値いしないもので、ヒエラルヒーを構成するものでなく、また社会においていかなる段階をも占めるものでない。いわゆるロシア貴族のなかに奴隷根性のもっとも不潔な巢がある。わが哀れな祖国につくられたものはただ農奴制精神 (крепостничество) だけだ。これこそがこの国民の本来の傾向にマッチした唯一の状態だからだ。こんな状態を実際に保証する役割を果たしているのが貴族なのだ。」¹⁹⁾

以上の引用のなかに、きわめて明瞭にチチャゴフの貴族主義 (аристократизм) が述べられている。かれは貴族の位に成りあがった「侍僕」や「料理人」について深い軽蔑をもって語っている。こういう召使連中が貴族の仲間入りをしたので、古いアリストクラート生まれのものとのついでさきごろまでその召使だったものとの間の区別がなくなってしまったのだ、貴族という言葉は「一定の意味を失った」のだ、そして「社会的ヒエラルヒー」についての観念そのものも消滅したのだ、といている。これはアリストクラートの共鳴を

18) (Материалы для жизнеописания гр. Н. П. Панина. Т. VI. Спб., 1892. стр. 423.) — А. В. Предтеченский. Очерки, стр. 57.

19) (Архив адмирала П. В. Чичагова, вып. I, Спб., 1885, стр. 41-45) — А. В. Предтеченский. Очерки, стр. 76-7.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

よぶ言葉だったのである。チチャゴフは、農奴を売買する「いやらしい商売」という言葉を用いて、農奴制を批判しているかのようだが、しかし、全体として、かれの意見に農奴制否定が存在しないことに注目すべきで、ただ、土地なしに農奴を売買することに対する抗議があるばかりである。土地から切り離して農奴を売買することに対する抗議はチチャゴフひとりにかぎったことはないのであって、これまで専制権力の側でもいくたびか提起された問題であり、別に異とするに足りないのである。

2) ラアルプの綱領

ヴォロンツォフ兄弟やチチャゴフのアリстокラートの傾向は、政府部内の政治的イデオロギーの諸傾向のなかで、ただひとつの傾向であったにすぎない。政府部内ではアリстокラート立憲主義というアナクロニズム的思想に組み込まない人々もいた。ロシアや西欧の経験した変化に注目して、もっとはばひろい政治的視野を示す綱領を提出している。ヴォロンツォフ兄弟の思考様式が過去志向型であったとすれば、つぎに述べるラアルプやスペランスキーのそれはむしろ未来志向型であったといえよう。

ラアルプ (La Harpe) はスイスの革命家で、ギボン、マブレイ、ロック、ルソーらの熱烈な弟子であったが、アレクサンドル I 世の皇太子時代の家庭教師としてロシアに滞在した。その教え子が皇帝として即位したのち、また、しばらくの間（1801年8月ロシアに来て、1802年5月ロシアを去った）新皇帝の側近として姿をみせた。そしてかれもまた改革綱領を提出した。²⁰⁾

アレクサンドルにあてて、政府のとるべき政策に関する種々の考えを述べたラアルプの手紙のなかで、とくに注目に値するのは1801年10月16日附の手紙である。²¹⁾ この手紙は、ロシアに改革が必要だという言明をもってはじまっている。改革が必要だという理由として、まず第一にあげているのは、「濫用」《Злоупотребления》が堪えがたきにまで達していることである。第二にあげているのは、「いたるところで、ロシアでさえも（！）よりよき事物の秩序をつくり出そうとする秘かな傾向のあることだ。この傾向を絵空事だと思ったらあぶない。最近の治世の放埒と南ヨーロッパ（あきらかに「西欧」のあやまり、《на юге Европы》でなく《на западе Европы》と読むべきだ）で知られている種々の意見が上述の傾向をいちじるしく大きくした。」「いつか」《когда-нибудь》民衆と民衆を支配するものとの間の抗争がやってくるならば、もっとも破壊的な結果が待ち設けているといつてよかろう。現在の「濫用」が根絶されるのでなければ、また民衆に対する「法外な圧迫」《безмерное угнетение》がなくなるのでなければ、だれもいまのような状態が永続できるとは請けあいかねるだろう、と述べている。

20) ラアルプの改革綱領の内容については、А. В. Предтеченский. Очерки, стр. 78-80.に拠った。

21) Государственный совет のアルヒーフに保存されたこの手紙のロシア語訳には В. Н. Каразин のつぎのような書きこみがある。「1801年ラアルプと知りあって、私はかれがなにやかや君主のために手紙を書いたことをはじめて知った。そしてずっとあとで、もはや1815年になって、私がペテルブルグにやって来たころ、М. А. Пукалов からこの悪い訳をうけとった。プカロフはそれをアラクチャーエフ伯から手に入れたものらしい。」

このように些か意外に思われるような大胆さをもって、ラアルプは自分の出発点を設定している。かれは諸改革を執拗に要求するロシアの苦しい状態をみのがしていない。かれはロシアをひとつのヨーロッパ国家とみなしている。ロシアは西欧でおこる事件に無縁であるわけにいかないのである。そして、かれは民衆騒動を危惧している。民衆騒動の危険が絶えずあるのは民衆に対する「法外な圧迫」の自然の結果だからである。しかし、ラアルプは諸改革の必要があきらかであるとしても、諸改革の実現が容易だとは決して思っていない。ロシアには改革といえはなんでも反対する人々がたくさんいることを承知している。そしてそのような人々として「聖職者たち」«вышние власти», ほとんどすべての貴族、大金持の町人、「変わりにくい」«трудно перемениться», 分別ざかりの年頃の人ほとんどすべて、フランス、スイスおよびイタリアでおこった事件に愕然としているすべての人、ロシアの繁栄を心よく思わぬほとんどすべての外国人およびとくに「外国の手先」«агенты иностранных держав»などをあげている。この多数の保守的傾向の人々に対抗するのが改革を支持する少数グループである。この少数グループの頭領が皇帝自身にほかならぬとラアルプは述べている。おそらく、若いころのアレクサンドルとの対話を思い出してこういったであろう。皇帝を支持するのは、「ほかのものより教養のある若干の貴族」«Несколько дворян других просвещеннее», 町人の一部、若干の学者および零々たる青年将校の一群である。「私はこの目録から——とラアルプは書いている——人民大衆を除いた。民衆は、もちろん、その運命の改善を望んでいるが、しかしその用うべき方法について皆目わかっていない。無学な状態にある民衆と相談しようとしたら、あるいは民衆にただその希望の表明でも話したりしようものなら、それこそ民衆は皇帝の最大の敵となるかもしれない。」同志の数がすくなくとも皇帝は当惑してはならぬ。「助力者の数はまもなくふえるだろう。」

ラアルプのみるところでは、ロシアにもっとも必要欠くべからざる改革は、民衆の教育と法典の作成である。ところで民衆の教育の障害となっているものはなにか。それは第一に学校教師および書籍の不足であり、第二に「民衆の奴隷化」«порабощение народа»である。第一の障害を除くのはそうむずかしいことではない。問題はむしろ第二の障害、すなわち「民衆の奴隷化」であり、人間が奴隷状態にあるとき、真の教育について語ることは不可能だからである。「この問題が、騒乱もなく、また、とくに、所有権の侵害もなく、徐々に解決できるものと期待して、さしあたり、いまからでも若干の準備的方策の実行をはじめることができるであろう。すなわち、都市および農村における教育状態に関する資料をあつめることである。」

法典の作成については、ラアルプはつぎのように述べている。法典のなかにそれぞれの階級の地位を正確に定義づけなくてはならぬ。そしてぜひとも第三階級 (третье сословие) について配慮しなくてはならぬ。この第三階級を貴族の影響下から解放してやり、貴族に対抗させる必要がある。そのためには、都市に大きな自由をあたえ、町人に土地を買うことを許し、また、農民に所有権をあたえる、等々のことをしなくてはならぬ。但し、農奴制を即刻廃止するような真似をしてはならぬが、しかし農民の解放は漸進的または慎重な方法によって達成できる。ラアルプは、もし皇帝の賛成がえられるならば、自分の提

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

案を仕上げる用意ができていって、この手紙を結んでいる。

農奴制的諸関係の清算、（それは遠い未来のことと考えているのだが）、第三階級すなわちブルジョアジーの形成、ブルジョアジーの政治勢力の保証、民衆の文化的水準の向上、不動の法原則の確立、以上がラアルプの綱領であった。この綱領にはもはやアリストクラートのものはない。ヴォロンツォフ兄弟やチチャゴフよりはばひろい綱領をうち出している。しかし、ラアルプはかれと同様の思想をもつものはただ貴族少数者のみだといっているが、その場合、かれの言葉は実態を正しく反映していたといえよう。

3) スペランスキーの綱領

政府部内に影響力をもつ人々の政治思想をあきらかにするためには、1802年および1803年のスペランスキー（M. M. Сперанский 1772-1839）の覚書が重要である。²²⁾ そのころすでにスペランスキーはアレクサンドル政府において注目すべき地位を占め、国内政治の多くの重要な諸問題の調査に関係していた。かれが1802年に書いた覚書は7点あるが、ここでとりあげるのは、そのなかで重要と思われる2点である。また、1803年の覚書は長文のもの一点である。

まず、最初にとりあげるのは、1802年に書いた「法典委員会に関する断片」《Отрывок о комиссии уложения》である。セメーヴスキー（В. И. Семевский）の推定によると、これはザヴァドフスキー（П. В. Завадовский）伯爵のために書いたものらしい。ザヴァドフスキーは当時法律制定委員会の議長であったのである。スペランスキーは、この覚書のそもそもはじめから専制君主の権力に対する法の優位という思想の支持者であることをあきらかにしている。

法典《Уложение》をつくるために重要な第一の原則は、スペランスキーによれば、「法典は国家一般法の輪廓にしたがって組立てられなくてはならぬ」というのである。スペランスキーによれば、ここでいう「国家一般法」《Общее государственное постановление》というものは、もちろん、当時存在していた法を意味すると考えてはならないのであって、ロシアが将来それに向かって進むべき法という意味で理解されねばならぬ。なぜなら当時存在した法（постановление）は、一人の無制限なる意志のなかに存するのであって、それ自体あらためられねばならぬものだからである、と註記している。²³⁾ スペランスキーのいう「国家一般法」とは憲法のことだと解釈してよからう。

第二の原則は、「法典は、出来るだけ今日まで存在し、また国民の頭脳においてすでに是認済みの諸法律をもって、構成されるようにすること」である。あきらかに古い法律が採用されるべき国法《принятое государственное постановление》— 憲法とよむべきであろう— に反するような場合にかぎって、新しい法律を導入すべきだといっているのである。²⁴⁾

22) スペランスキーの覚書の内容は、《M. Сперанский. Проекты и записки.》M-Л. 1961. (С. Н. Валк 監修のもとに、А. И. Копанев と М. В. Кукушкина とが出版の用意を整えたもので、ソ連邦アカデミア・ナウクの歴史研究所から出ている) に拠り、また、А. В. Предтеченский, op. cit, 80-89. を参照した。

23) М. М. Сперанский. Проекты и записки. стр. 22.

24) Ibid., стр. 22.

第三の原則は、「法典の作成には全国家が参与すべきこと」である。スペランスキーはこのことについては説明を要するといつて、つぎのように述べている。法典《Уложение》は「国家根本法」《коренной закон государства》である。およそ正しい君主政体における根本法というものは「国民の創作《творение народа》」でなくてはならぬ。しからばどのようにして全国家が法典作成に参与するのか？ それには、全階級から選ばれた人々が一ぺんに召集されるのではなく、ひとつの階級から他の階級へと順次召集される。そして召集された人々は、法典を作成するためでなく、法典草案について諮問されるためであるが、しかし法典草案に対して論評を加える自由があたえられる。その論評を権力が拒否せず、その論評の根拠なきことをかれらに証明してやるか、あるいは、かれらのいうところにしたがって、法典草案に若干の修正を施すならば、法典作成における国家の同意と国民の参与によって、それこそ、この国民的文書《народный акт》は普遍的なものというべきではないか、というのである。²⁵⁾

この覚書のなかで農奴制度の問題にも触れている。「農民と地主との関係、すなわち、帝国のもっとも有益な部分をなす数百万の人々と、どういふわけかまたなんのためか知らないが、一切の権利と特権とを我物としている一握りの人々との関係という最高の題目について、私はここで述べていない。これらの題目は法典（уложение）よりも憲法（конституция）に関係があるだろう。もっとも法典においてもこれらの題目をみすごしてしまうことはできないだろうが。」それからさきは一たび書いたものを消している。かれは農民を「帝国のもっとも有益な部分」とよび、地主を「どういふわけかまたなんのためか知らないが、一切の権利と特権とを我物としている一握りの人々」とよんでいる。こういう地主と農民との関係、つまり農奴制的関係に対するかれの批判は必ずしも明瞭でないが、しかし、以上の引用に関するかぎりでも、農奴制的諸関係を是認しない、というかれの真意がにじみ出ているとみてまずまちがいないであろう。

1802年のもうひとつの覚書、「国家根本法について」《О коренных законах государства》は、さきにあげた「断片」《Отрывок》よりもはるかに発展した立場を示している。この覚書は、「断片」とちがって、官僚仲間に訴えるために書いたものでないので、スペランスキーは舌足らずを避け、言いたいことを言っている。それだけにこの覚書の価値は大きい。この覚書の根本思想はスペランスキー自身によってその冒頭につぎのように表現されている。「いかなる権力も国家根本法を破りえず、また、君主政において行使される権力も、国家根本法のもとでなければいかなる効力ももちえないように、国家根本法を不動且つ不易なものとするにはどうしたらいいか？ この問題はすべてのよき君主が思いをこらしたもっとも重要な題目であり、もっともすぐれた識者が従事した課業であり、真に祖国を愛し、祖国の幸福をみようとする希望をなお失うことのなかったすべての人々の一般の思想であった。」²⁶⁾ 以上のように国家根本法はいかなる権力もこれを破りえざる不動且つ不易なものとしなければならぬというのである。この思想はスペランスキーの政治的

25) Ibid., стр. 22-23.

26) Ibid., стр. 28-29.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

世界観のもっとも重要なもののひとつで、かれの思想のなかにいくたびとなくくりかえしあらわれてくるものである。この思想は当時かなり広くおこなわれていたが、スペランスキーにおいて完全なる表現をとっている。この根本的立場から出発して、スペランスキーは自己の思想をさらに発展させている。

権力が法に従わねばならぬということは権力の独立性を奪うということである。政府は独自の力をもたぬ。政府の力の源泉は国家である。²⁷⁾ 政府が国家に従属することが政府の存立条件の基礎をなす。スペランスキーによれば、この条件が満たされているかぎり、政府は適法である。しかしその条件が満たされていない場合、政府は適法の存在を主張する権利を失うときの来る可能性がある。「君主がその国民の父たることをやめたとき、君主が自己の利益と国民の幸福とを切り離し、君主に委任された権力が国民の幸福のためどころか、しばしば国民の幸福に反して行使されることを国民が知ったとき、国民はつぎのような、すなわち、国民の意志がよって以て政府を立てた一般諸条件、また君主の専制によって危殆に瀕したその一般的諸条件に個々の法則 «частные правила» を結びつける必要、そして正に国民が何を望んでいるかをより正確に示す必要を見出したのである。」それからさきのスペランスキーの原稿は鉛筆で消されている。そしてつぎのようにつづけられている。「これらの諸法則 «правила» が国家根本法 «коренные законы государства» とよばれる。そしてその集大成が国家一般法 «общее государственное положение» あるいは憲法 «конституция» である。この基礎の上に設立される政府は制限君主政あるいは中庸貴族政である。」²⁸⁾ その結果はつぎのごとくだとスペランスキーは註記している。1) 国家根本法は国民の創作たるべきこと。2) 国家根本法は専制君主の意志を制限すること。²⁹⁾

以上のように、憲法をつくるということは、スペランスキーによれば、国民の意志表示の結果である。国民は自己の利益と最高権力の利益との矛盾を理解して意志表示する結果が憲法となるというのである。ただ、スペランスキーは、国民がどのようにして自己の利益の擁護を実現すべきかという問題には、まったく触れていない。つまり、憲法の作成は国民の側からなんらかの行動の結果なのか、それとも、政府自身が国家の法律の正しくないことを認めて、国民に憲法を下賜するのか、下からか上からか、それがどうもはっきりしないのである。プレッテチエンスキーは、この問題について、おそらく、スペランスキーはかれの全政治観にまったく相応して、この覚書において欽定憲法の支持者としてあらわれていると考えていいのではあるまいか、と述べている。しかし、国民の利益が侵害された場合、国民がそれを声明する権利のあること、また、あらゆる場合に国民が憲法の作成に参与する権利のあることを秘かに認めていたと考えないわけにいかない、と述べている。³⁰⁾

27) スペランスキーによれば、国家は本来一定の段階において所与の力をもつ。国家の力はつぎのごとし。1) 国家を構成する各成員の物理的あるいは人格的力、2) 産業あるいは国民労働の力、3) 国民的尊敬あるいは名誉の力。(Сперанский. Проекты и записки, стр. 29)

28) Ibid., стр. 31.

29) Ibid., стр. 31.

30) A. В. Предтеченский, op. cit., стр. 82.

「外的政治様式は、それがいかに構成されていようと、内的政治様式に基づいていなければ、法律に不動の基礎をあたえることができない」とスペランスキーはいつている。³¹⁾ ここでスペランスキーが「外的政治様式」«внешний образ правления»とよんでいるのは、公然と制定されたものをさすのであって、これによって国家諸権力が一見均衡を保っているのである。また、「内的政治様式」«внутренний образ правления»というものは、国家諸権力がどのひとつも全体制において優位を主張せず、体制の一切の関係を破壊しないように配置されていることをさしているのである。³²⁾ かれの見るところでは、国家というのは以上の二つの構成、つまり二つの政治様式をもつのであって、両者はきわめて相違し、また種々矛盾さえしているのである。そこで前述の引用は、換言すれば、問題は書かれた憲法にあるのではなく、憲法が現実にもつ力にあるということである。いかに憲法の本文が見事につくられていても、「内的政治様式」の現実の力を欠いていれば、その憲法は意味をもたないというのである。憲法の現実の力は国民の力のなかにある。「国民は常に政府権力を均衡化し、あるいは制限する十分の力を自己のうちにもっている。」³³⁾

しかしこの国民の力を殺している事情が二つある。1) 国民はどこに国民の権力と政府の権力との境界があるかを知らない。したがって国民は自己の権利を主張できないでいる。2) 国民は階級間の闘争でその力を使い果たし、政府に対抗する可能性を奪われている。したがって独自の階級をつくる必要があると、スペランスキーは結論する。その独自の階級とは帝位と国民との間に立ち、正しく権限を知るほどの教育があり、権力を恐れぬほどの独立性をもち、また自己の利益と国民の利益とがむすびついているものである。「これは生きた番兵 «живая стража» となる。この生きた番兵に国民は国家の権限を代行させる。」³⁴⁾ ところで、国民の利益の「生きた番兵」の役割を果たすものは、スペランスキーのいわゆる「国民の上流階級」«высший класс народа»である。³⁵⁾ この「上流階級」こそ憲法の現実性を保証する力があると、スペランスキーは考え、覚書の前半の最後の部分はこのことの証明にあてられている。

覚書の後半はロシアの現行体制の分析にあてられている。スペランスキーはおどろくべき的確さをもって「地主に対する農民の従属と君主に対する貴族の従属との間の相違」は存在しないと述べている。ロシアには二つの身分がある。それは「君主の奴隷」«рабы государевы»と「地主の奴隷」«рабы помещичьи»だ。前者は後者に比較してわずかに自由だというにすぎない。「乞食と哲学者とを除いて、事実上ロシアに自由な人間はいない。」³⁶⁾ もしこのような社会構成が変わらないで残るとすれば、不動且つ不易の法の制定などという思想を棄てる必要がある。なぜならこのようにところに法は存在しえないから

31) Сперанский. Проекты и записки, стр. 33

32) Ibid., стр. 31-2.

33) Ibid., стр. 36.

34) Ibid., стр. 37.

35) スペランスキーは「上流階級」«высший класс»と「下層階級」«низший класс»とに大別しているが、後者は名前や外見こそちがっているが、前者と利益をひとつにするものだと述べている。(Ibid., стр.37.)

36) Ibid., стр. 43.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

である。またこのような状態のもとでの国富の増大は忘れる必要がある。なぜなら国富の増大は所有権に基礎をおくものであり、確固たる法に保証されざる財産は存在しないからである。最後に、教育の普及という思想も埋没されねばならぬ。なぜなら、教育ある奴隷ほど不幸なものはないからである。しかも、奴隷状態にある国民の教育は蜂起（ブント）をひきおこすおそれがあるのみだからである。あきらかにこのブントの危険をスペランスキーはよく理解しているといつてよからう。

ロシアの社会政治体制の変革は必然である。そのことはいかなるヨーロッパ国家も長く専制国家としてとどまっているわけにいかないという真理に注目するならば、なお一そうあきらかであろう。「教育の普及度、隣国の思想や実例の上げ潮とひき潮と国内感情にひたすら注意する必要があるし、ひたすら国民の声なき声に耳を傾けて、変革の必要をあかすみに出し、一般の期待や希望の程度を察知する必要がある。」³⁷⁾ もとより、スペランスキーは、ロシアは万里の長城で西欧と切り離されているわけにいかないと考えていたし、また、ロシアはヨーロッパの政治生活と共通の道に参加していると考えていた。「隣国の思想や実例の上げ潮とひき潮」という言葉はフランス革命の諸事件をそれとなく指していることはあきらかだ。ロシアが西欧で起こったこれら諸事件のよびかけになにも応答しないで通りすぎてしまうことはありえないのである。また、「国民の声なき声」«народный глухой отголосок»に言及しているが、これはロシアの国家体制の変革の必要を理解しようとしぬ人々に対する警告であった。つまり、「声なき声」は国民大衆の巨大な発言に変わりうるのだと警告しているのである。

さらに、スペランスキーは一連の具体的諸改革を提案している。すなわち、第一、第二、第三あるいは第四の階級の人々から特別のグループとして分離したものをもって世襲貴族の社会層をつくる必要があると考えている。³⁸⁾ 以上の社会層に入らぬ残余の貴族は民衆（народ）と混和する。最高範疇の貴族も完全に閉鎖的ではない。「ところで、当の階級「貴族」より低い、若干の富裕な人々 «богатые люди» をこの階級に移すことは君主の権力次第であろう」といい、「偉大な国家においては、ユリウス・カイサルばかりでなく、クラススも必要である。後者が生きていくかぎり、前者はあえて最高統治権を盗み出そうとしない」と述べている。³⁹⁾ スペランスキーはかれがつくろうとした社会グループのカスト的閉鎖性の支持者ではない。およそかれは完全に相互に孤立した社会グループの形成には反対である。この覚書のなかで、「職業によって身分を分け、その各身分が独占的な権利をもつことほど、自由にとって馬鹿げた、また有害なものはない。このような法則は専制の根本法 «коренное уложение самовластия» とよんでさしつかえない。」⁴⁰⁾ と述べているところがある。このように、かれのいわゆる «высший класс народа»（国民の上流階級）——かれはこれを「真の君主政貴族」«истинное монархическое дворянство»

37) Ibid., стр. 50–51.

38) ① 貴族 (дворянство), ② 商人 (купечество), ③ 町人 (мещанство), ④ 国有地農民 (казенные поселяне)

39) Сперанский. Проекты и записки. стр. 52

40) Ibid., стр. 36.

ともいっている⁴¹⁾——は永久に自己閉鎖的な社会グループではない。それは「富裕な人々」《богатые люди》によって充たしうるし、またそうしなければならないのである。前述のように「生きた番兵」の役割を果たすべきこの階級は一種の貴族アリストクラート《дворянская аристократия》を形成するが、しかし自己閉鎖的でないという点で、スペランスキーの綱領以前のヴォロンツォフ兄弟の貴族立憲主義と本質的に異なっているのである。

スペランスキーの覚書の最後の部分は、農民問題をあつかっている。前述のように、かれの綱領によれば、下級の貴族《низшее дворянство》は民衆《народ》と混合するのであるが、かれの指摘しているように、народ と дворянство との完全な融合は、たといその дворянство が下級の場合であれ、かれらが依然として農奴所有権を所有しているかぎり、生じえないのである。そこで当然農奴制の問題に突き当たるのである。スペランスキーは、しかし、貴族を他のあらゆる社会グループとするどく区別しているところの農奴所有権は永久的なものでないと、深く確信しているのである。「農奴所有権の廃止がどれほど困難にみえようとも、それは一般理性に反するもので、あたかも一時的なもの、また、必然的に消滅していかねばならぬものと、判断せざるをえない」とスペランスキーは述べている。⁴²⁾ 農奴制度の廃止は「時間と多くの準備を要する」が、しかし、いつか廃止のときが来なければならぬ。現在のところは、農奴制廃止は不可能である。なぜならば、解放農民はある程度放浪生活に移る可能性があり、それはかれら自身にとってもはなはだ有害であると同時に、国家経済一般にとってもはなはだ有害だからである。⁴³⁾ さしあたっては、農民義務を調整し、裁判によって地主の恣意から農民を守ることを確立せねばならない。それによって、農民が地主に対する人格的隷属をまぬかれ、また、土地への緊縛をまぬかれるようにしてやらなくてはならない。それとともに、スペランスキーは、人頭税を土地に対する税金にかえること、不動産登記証券には、農奴の数でなく、土地の量を記入することを提案した。⁴⁴⁾

1803年、スペランスキーは、コチュベイ (В. П. Кочубей) をとおし、アレクサンドルの委任をうけて、覚書を書いた。この覚書は、実際の提案の部分において、前述の覚書以上の発展をみせている。この覚書は「ロシアにおける行政および司法制度の組織に関する覚書」《Записки об устройстве правительственных и судебных учреждений в России》という名称をとっているが、この名称はのちにセメヴスキー (В. И. Семевский) がこの覚書を印刷に附したときつけたもので、はじめからそうになっていたのではない。その覚書の理論的部分は、前年の覚書と同じ原理の上に立脚しているのであるが、若干の点で本質的にちがっているのである。

スペランスキーは、1802年の覚書で出した見解、つまり、ロシアは「真の君主政」《истинно монархическое правление》の国家とよぶわけにいかないという見解を、この覚書のなかでもくりかえしている。いったい、ロシアは「できるだけ君主政に近ずき、しか

41) Idid., стр. 49.

42) Ibid., стр. 54.

43) Ibid., стр. 55.

44) Ibid., стр. 54-55.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（I）

も真の秩序を破壊しない」ような支配体制をもつことができるだろうか、という問題に対する解答が、この覚書の根本的内容をなすのである。スペランスキーは、まず、「君主政体の抽象的的典型」«отвлеченный образец монархического управления»を概観し、ロシアはどの程度その典型に近いのか、また、遠いかを明らかにしようとしている。そして、国家の統治を五つの主要な部門、すなわち、警察・裁判・軍隊・外交・国家経済に分けているが、この覚書では、以上の五つの部門のうち、軍隊と外交を除き、「真の君主政」国家において、警察・裁判および国家経済はどうあるべきか、ということに分析を限定している。⁴⁵⁾

スペランスキーは、一般の幸福の名において、「人間の自然的自由を一定の規則で制限すること」が法律だと考えている。人間が個人の幸福を追求することと一般の幸福とは常に衝突する。この二つの力が相互に平衡を保っているかぎり、国家において社会的平穏が支配する。常に社会的平穏を維持するために、国家は「人々の公共の行為」«публичные деяния люди»を定め、方向づけをあたえる権力を組織する。この権力が警察である。「真の君主政」国家では、警察は何よりもまず、法を破ろうとする試みを予防すべきであって、専制国家に往々みられるごとき法律違反に対する懲罰をおこなうべきでない。いかに警察が整備されていようとも、警察だけでは「あらゆる無秩序をそもそもの初めにおいて阻止すること」はできない。それを助けるのが裁判所である。刑事法廷の機能は犯罪によって加えられた損害の程度を決定し、法に即した刑罰を課することである。裁判について述べた覚書の部分を作成するにあたって、スペランスキーは、「真の君主政」国家における裁判は最大限法の遵守を確保するものであらねばならぬことを問題とした。最後に、スペランスキーは国家経済をとりあげ、「真の君主政」国家は国家の経済生活を整えるものであるといい、その目的は二つあるという。すなわち第一に、「国富の量」«масса государственного богатства»をふやすこと、第二に、「最も重荷にならぬ方法で」国家収入をえ、その収入を「過不足なく」国政の経費に割り当てることである。

さて、以上の警察・裁判・国家経済の重要統治部門はそれぞれ適当な方法で組織されねばならぬ。その組織の根本的原理はつぎのようなものである。個々の部門の間に内部的統一がなくてはならぬ。しかし、それぞれの部門の相違を混同してはならぬ。最後に、よき遂行者を選択せねばならぬ。なぜなら、「法の力はたんに法の内的価値だけではかるべきでなく、実行の方法によってはからねばならぬからだ。」

君主政のあらゆるよき制度の一般的諸原則はこのようなものだ、とスペランスキーは結論しているが、しかし、かれの述べている「一般的諸原則」は国家基本法ではない。本質的にそれは行政法の原則である。これらの諸原則が独立的意味をもたぬこと、国家基本法から派生するものであることを、スペランスキーは、もとより、よく理解している。そこで、かれは「真の君主政」国家の基本となる憲法の諸原則を述べている。その諸原則とはつぎのようなものである。すなわち、「一切の身分は……自由であって、ある程度立法権に参与する。」行政権は一人者に帰属し、あらゆる立法行為の裁可もこの一人者による。行政権の執行者たちは「国民の独立の諸階級」に責任を負う。裁判官は国民によってえら

45) Ibid., стр. 86-139.

ばれる。一切の行政活動は公開される。「確実に一定の諸制限内で」出版の自由を認める。1802年の上述の二つの覚書に述べられた思想に照応して、スペランスキーはその憲法原案に註釈しているが、そのなかで強調していることは、憲法というものは紙上の創作でないということ、現行諸階級によってでなく、「国民慣習と国民精神」によって支持されるのだということである。

ところで、ロシアの現行体制は、何としても「真の君主制」国家のあらゆる要求に即していない。ツァーリ権力はなんら制限されていないのであって、ただ「意見や習慣や多年の権力行使によって定められた若干の精神的制限」をもっているにすぎないのである。言葉を換えていえば、伝統以外に、専制君主の権力を制限するものは何もないのである。君主が法に従うというような体制をロシアに創ることは不可能な状態にある。何よりもまず、奴隷状態がこれを妨げる。奴隷状態は「独立の階級」《независимое сословие》をつくることをゆるさない。独立の階級なくして立法権と行政権とを分かちつことはできない。法があらゆる国家生活を従属させる唯一の力とはなりえない。出版の自由の欠如と大臣の事実上の無責任とはロシアが「真の君主政」国家から遠くはなれている度合をましている。しからば、ロシアはどのようにして「真の君主政」国家に近づくことができるのか。スペランスキーのみるところでは、ロシアは「大急変」《великие переломы》によっては決してそこへ近づくことができないのであって、序々に一連の諸改革をおこなうことによるのみ、そこへ近づくことができるのである。そして、スペランスキーが提案している諸改革というのは、元老院を改組して、立法元老院・行政元老院・司法元老院を制度化すること、一体化された省《министерство》をつくること、また、最後に「よき」《добрый》農民法典を作成すること、であった。上記の三つの元老院は独自の権力をもたぬものであって、このような元老院の組織は専制政治を動揺させないであろうが、しかし、これらの諸制度によってロシアは他のヨーロッパ諸国と同一範疇の上に立脚するであろうし、また、専制君主の意志は、たとえかれがその権力を悪用しようとしても、束縛されていることに気づくだろうと言っている。以上のようなスペランスキーの考察には、専制権力に対する法の優位という思想の勝利がもはやみられない。ただ、そこにあるのは、専制君主の側からの権力の悪用を予防しようとする方法のみがある、ということである。

以上、スペランスキーが1802～3年の三つの覚書において述べていることを、いまここで結論するならば、かれはつぎのような根本的立場に立って発言していると言っていだろう。以下、プレッテチエンスキーの所説に準拠して、述べてみよう。⁴⁶⁾

スペランスキーは、ロシアの現行国家体制は変革されねばならぬだろうということを、深く確信していた。すなわち専制政治《деспотия》は「真の君主政治」《истинная монархия》にとってかわられるであろうというのである。このような変革の必要は、何よりもまず、つぎのことによってひきおこされる。すなわち国民（народ）が自分の利益と政府の利益との矛盾を意識しはじめるということだ。この意識によって、国民は消極的な状態を出て、積極的な力に変わるのである。西欧における国民運動がこのプロセスを促進する。

46) Предтеченский. Очерки, стр. 87-9.

19世紀初期のロシアにおける改革運動の底流（1）

このような事態は、政府にとって、まことに好ましくない結果をはらんでいる。「国民の声なき声」《народный глухой отголосок》すなわち、国民大衆の秘められた動揺が反乱に変わる可能性もあるのだ。ところで、スペランスキーはナロードと政府との間の矛盾を反乱によって解決しようとは思わない。ナロードは自分自身の運命を創造しえないものだ。ナロードにゆるされている最大のものは「国家基本法」の作成に参加することだ。だが、かれらにはつくられた憲法を維持することができない。その機能を遂行するのはナロードではない。憲法の遵守を確保しうる現実の力として、スペランスキーは、1802年の覚書において、「貴族」《аристократия》を考えている。1803年の覚書では、もはや、そのことについて何事も語られていないが、しかし、その考察をつうじて、ナロードの利益の「生きた番兵」《живая стража》の役割をナロードそのものに帰属させうる、というような結論はどこからもひき出せない。その考察のどこにも、スペランスキーは、支配階級の物質的もしくは精神的な利益になんらかの損害をあたえる可能性について示唆をあたえている痕跡はない。なるほど、農奴制という制度の存在に対して、かれはあきらかに共鳴していないし、将来、この制度の没落の必然性を確信している。それにもかかわらず、かれはこの農奴制を不可侵のものとして残している。かれはただ、農民と地主との間の相互関係の調整を提案しているにすぎない。

以上のように、現行体制の変革の必要は、スペランスキーにあっては、まづ第一に、革命を予防しようとする志向によって生じた。しかし、それだけでない、第二に、それは国家の生産力を発展させようとする配慮によって生じている。現行の農業＝農民法規のもとでは農民の私有財産の発達ほとんど不可能だといってよい。私有財産こそ国富の源泉である。したがって、私有財産を獲得する権利を奪われているものにもその権利を確保し、財産の不可侵性を保障する法の発布が必要である。だが、スペランスキーはこの思想を発展させていないので、財産を保障する法律発布の要求のなかに、どのような内容をもっていかを判断するのは困難である。

最後に、ロシアにおける教育の普及は現行国家体制のもとでは不可能だ——これがスペランスキーをして現行国家体制の変革を提起させた第三の動機である。スペランスキーにとって、教育の普及が必要なことは、いまさら、説明の要もないほどあきらかである。教育の普及が不可能なのは、スペランスキーによれば、ナロードが奴隷状態にあるからだ。ただ、この奴隷状態と農奴制とは、かれにとって、けっして等しい概念ではなかったようだ。かれは経済外的強制の権利を奪おうとしていない。地主による農民労働の収奪の権利を奪おうとしていない。しかし同時に、農民と地主との関係における奴隷所有的諸要素の絶滅を欲している。いうまでもなく、この種の要求を実現するには、国家の社会＝政治体制の変革が必要であったのである。

最高権力も法に従うという立憲国家の確立、国民代表の参加による憲法の作成、現行農業＝農民法則の変更、教育の普及——これらすべてはロシアを「真の君主政」に変化させるであろう。しかし、現在のところ、ロシアをそのような国家へ近づけることのみが可能なのである。即刻、「真の君主政」へ転換することは、いわゆる「大変革」《великие перемены》なしには、不可能なのである。だが、スペランスキーはいわゆる「大変革」を欲しないのである。

Undercurrent of the Reform Movement in the Reign of Alexander I.

Toru IWAMA

We can understand the development of the modern Russian society in terms of "modernization." It is true that the modernization of Russia in the 19th century had been carried out by peaceful reforms. In this sense, the role of reformers-bureaucrats was very important in Russia. But at the same time, it is undeniable that the Russian modernization would be impossible without the impact of revolutionary movements. It is essential to bear in mind the peculiar importance of the role of the intelligentsia in the Russian revolutionary movements. Therefore, the Russian modernization had been carried through the way of reform and the impact of revolution, and these two factors worked simultaneously in the process of Russian modernization. The reform movement under Alexander I was not an exception.

The purpose of this paper (Part I) is to evaluate the reform programs of A. R. Vorontzov, La Harpe and Speransky in the first decade of the 19th century. Each of them represented aristocratic constitutionalism, bourgeois liberalism or bureaucratic constitutionalism, and their programs were symptoms of the 'liberal' atmosphere at the beginning of the reign of Alexander I. It is important for us to find out the roots of the 'liberal' atmosphere. Alexander's 'liberalism' had a sense of conservatism to preserve the present political regime at any expense. It will be discussed in the next volume of the "Slavic Studies," that conservatism was an undercurrent of the reform movement in the reign of Alexander I.